

大分市自治基本条例検討委員会  
第1回（仮称）行政事務部会

平成21年11月24日（火）14時から  
大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

1. 開会
2. 部会長・副部会長の選出
3. 部会長・副部会長あいさつ
4. 議 事
  - (1) 部会名称について
  - (2) 検討・まとめ
  - (3) その他

## 行政が行う事務等に関する項目

### 1. 総合計画

#### ニセコ町まちづくり基本条例

( 計画の策定等における原則 )

第 37 条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前 2 項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

( 計画策定の手続 )

第 38 条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

( 計画進行状況の公表 )

第 39 条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

## 行政が行う事務等に関する項目

### 札幌市自治基本条例

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。

3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。

### 上越市自治基本条例

(総合計画)

第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとった市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。

### 由布市住民自治基本条例

(総合計画)

第13条 市は、計画的な市政運営を図るために、まちづくりの基本理念に基づいた基本構想、基本計画(以下、「総合計画」という。)を策定し、進行管理を行うとともに適宜見直すものとする。

2 市は、総合計画を市の最上位計画として位置づけ、他の計画の策定にあたっては、総合計画との整合性の確保に努めなければならない。

## 2. 行政評価

### ニセコ町まちづくり基本条例

(評価の実施)

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

## 行政が行う事務等に関する項目

### 札幌市自治基本条例

(行政評価)

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

### 上越市自治基本条例

(評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならない。

### 由布市住民自治基本条例

(評価の実施・公開)

第16条 市は、まちづくりの目標達成のために、施策及び事業の取り組みの有効性及び効率性等について、外部や市民等の視点を交えた客観的な評価を実施するものとする。

2 市は、評価の結果について、わかりやすい形で市民等に公開するよう努めなければならない。

## 3. 情報公開

### ニセコ町まちづくり基本条例

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

### 札幌市自治基本条例

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

## 行政が行う事務等に関する項目

### 上越市自治基本条例

(情報公開)

第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。

### 由布市住民自治基本条例

(情報共有の推進)

第14条 市は、市政に関する情報の積極的な公開及び提供並びにまちづくりに関する情報の収集及び活用に努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等にわかりやすくするよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。

## 4. 個人情報保護

### ニセコ町まちづくり基本条例

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

### 札幌市自治基本条例

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

### 上越市自治基本条例

(個人情報保護)

第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。

2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。

### 由布市住民自治基本条例

(個人情報の保護)

第15条 市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理にあたっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう個人情報の保護に努めなければならない。

## 行政が行う事務等に関する項目

### 5. 行政手続

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

#### 札幌市自治基本条例

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

第20条

3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

#### 上越市自治基本条例

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

2 行政手続法(平成5年法律第88号)等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。

#### 由布市住民自治基本条例

(行政手続)

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の権利と利益を保護するよう努めなければならない。

### 6. 条例の制定

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

- (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

## 行政が行う事務等に関する項目

( 条例等の体系化 ) 第 56 条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。
<b>札幌市自治基本条例</b>
なし
<b>上越市自治基本条例</b>
なし
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>7 . 法令遵守</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
( 法令の遵守 ) 第 35 条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。
<b>札幌市自治基本条例</b>
なし
<b>上越市自治基本条例</b>
( 法令遵守 ) 第 28 条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。 ( 公益通報 ) 第 29 条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし

## 8. 市の財政

### ニセコ町まちづくり基本条例

( 総則 )

第 40 条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

( 予算編成 )

第 41 条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

( 予算執行 )

第 42 条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

( 決算 )

第 43 条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

( 財産管理 )

第 44 条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第 1 項の管理計画に従って進めなければならない。

( 財政状況の公表 )

第 45 条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

### 札幌市自治基本条例

( 財政運営 )

第 18 条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。



## 行政が行う事務等に関する項目

<b>上越市自治基本条例</b>
( 財政運営 ) 第 17 条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
( 財政運営 ) 第 17 条 市は、総合計画を基本に計画的な予算の編成及び執行に努めなければならない。 2 市は、予算、決算等の財政に関する状況を市民等に公開し、理解を深めるよう努めなければならない。 3 市は、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。
<b>9 . 市の組織・人事</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
( 組織 ) 第 30 条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。
<b>札幌市自治基本条例</b>
( 職員の育成 ) 第 15 条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。
<b>上越市自治基本条例</b>
なし
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>10 . 住民の提案</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
( 情報共有のための制度 ) 第 7 条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度
<b>札幌市自治基本条例</b>
なし

## 行政が行う事務等に関する項目

<b>上越市自治基本条例</b>
なし
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>11. 苦情対応・権利保護</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
(意見・要望・苦情等への応答義務等) 第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。 (意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。
<b>札幌市自治基本条例</b>
(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
<b>上越市自治基本条例</b>
(苦情処理等) 第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。 2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし

## 行政が行う事務等に関する項目

### 12. 国との連携・地域間連携

#### ニセコ町まちづくり基本条例

( 町外の人々との連携 )

第 50 条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

( 近隣自治体との連携 )

第 51 条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

( 広域連携 )

第 52 条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

( 国際交流及び連携 )

第 53 条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

#### 札幌市自治基本条例

( 他の自治体等との連携・協力 )

第 30 条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

#### 上越市自治基本条例

( 国、県等との関係 )

第 39 条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。

( 他の自治体等との連携 )

第 40 条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。

( 海外の自治体等との連携及び国際交流の推進 )

第 41 条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。

## 行政が行う事務等に関する項目

### 由布市住民自治基本条例

(市内外の人々及び交流者との連携)

第19条 市民等、市及び議会は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、市内外の人々及び交流者の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めなければならない。

(国・県・他の自治体等との連携)

第20条 市民等、市及び議会は、国、県、他の自治体及びその他関係機関と連携して、効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

(国際交流)

第21条 市民等、市及び議会は、国際的視点に立った発展の重要性を認識し、国際交流の推進に努めるものとする。

### 13. 政策法務の推進

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(政策法務の推進)

第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

#### 札幌市自治基本条例

なし

#### 上越市自治基本条例

(政策法務)

第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。

#### 由布市住民自治基本条例

なし

### 14. 危機管理体制の確立

#### ニセコ町まちづくり基本条例

(危機管理体制の確立)

第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

## 行政が行う事務等に関する項目

<b>札幌市自治基本条例</b>
なし
<b>上越市自治基本条例</b>
(危機管理) 第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備しなければならない。 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>15 . 外部監査</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。
<b>上越市自治基本条例</b>
(外部監査) 第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。 2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>16 . 人材育成</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
なし

## 行政が行う事務等に関する項目

<b>上越市自治基本条例</b>
<p>(人材育成)</p> <p>第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。</p>
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>17. 多文化共生</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
なし
<b>上越市自治基本条例</b>
<p>(多文化共生)</p> <p>第37条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p>
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>18. 環境・景観</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
なし
<b>上越市自治基本条例</b>
なし
<b>由布市住民自治基本条例</b>
<p>(環境・景観の保全・形成)</p> <p>第26条 市及び議会は、市民等の共有の財産として、市民等が健康で文化的な生活を営むことのできる環境並びに豊かな自然及び良好なまち並み景観の保全並びに形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。</p> <p>2 市民等と事業者及び交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。</p>